



高原 第 3 号
平成 27 年 4 月 16 日

避難計画を案ずる関西連絡会 御中

高島市長 福井 正明



高浜原発再稼働に関する住民説明会の具体化に係る要望に対する回答について

平素は、本市防災行政にご協力を賜りありがとうございます。

平成 27 年 4 月 2 日にご要望いただきましたことにつきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. 高浜原発 3・4 号の安全性や避難計画の問題に関し、原子力規制委員会による住民への説明会の開催を具体化してください。

【回答】

高浜原発 3・4 号の再稼働に際しての、その安全性等に関する説明は、国、事業者および原子力規制委員会の判断で対応されるものと考えております。

2. 高浜原発から 30 km 圏の滋賀県、京都府の市町議員に対するアンケート結果を踏まえ、高浜原発 3・4 号の再稼働にあたっては高島市の同意も必要と表明してください。

【回答】

原発再稼働に対し、法的な同意は必要とされておらず、高浜原発 3・4 号再稼働につきましても、最終的に国の責任において判断されるものと考えております。

なお、高浜原発の安全協定が現在も未締結であることから、滋賀県と連携し、関西電力(株)に対して協定の締結を求めてまいりたいと考えております。

3. 高浜原発 3・4 号は、汚染水対策がないに等しいなど安全性に多くの問題があります。最終避難所が未確定であるなど広域避難計画の策定も進んでいません。このような状況で、高浜原発 3・4 号の再稼働は容認できないと表明してください。

【回答】

県外への広域避難として大阪府が提供する避難先につきましては、拠点避難所まで確定しております。今後は、最終避難先施設が確定するよう、滋賀県等を通して要望してまいります。

なお、大阪府・大阪市・滋賀県・高島市による 4 者協議の開催につきましても働きかけていきたいと考えております。

4. 平成26年12月25日の関西広域連合における原子力防災対策に関する申し入れについて、高島市も同じ考えであることを表明してください。

【回答】

関西広域連合の申し入れの前文に記載されている「これらが実行されないとすれば再稼働を容認できる環境にない」という部分については、市は再稼働については、国の責任において判断されるべきものとしており、再稼働の容認を判断する立場にはないと考えております。

(問い合わせ先)

高島市 政策部総合防災局 原子力防災対策室

TEL : 0740-25-8133 FAX : 0740-25-8102

E-mail : bousai@city.takashima.lg.jp